# 様式集

用紙の大きさは、原則A4用紙としますが、様式5、11、12については、A3用紙でも結構です。

（様式　1） ASNITE製品認証機関認定申請書

（様式　2） 誓約書（2A）、機密保持に関する合意書（2B）

（様式　3） 認定を受けようとする区分の別記

（様式　4-1） 製品認証又はそれに類似する業務の実績

（様式 4-2）　運営している認証スキームの概要図

（様式　5） 認証業務及び試験を行う組織に関する事項（事業所の組織図）

（様式　6） 認証業務及び試験を行う組織に関する事項（主要職員名簿）

（様式　7） 製品認証の実施方法に関する事項（品質文書一覧表）

（様式　8） 認証従事者の氏名及び経験

（様式　9）　製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績

（様式　10） 製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別

（様式　11） 認証業務に必要な試験を行う施設の概要（試験所の配置図）

（様式　12）　試験従事者の氏名及び経験

（様式　13） 認定契約書

（様式　14） ASNITE製品認証機関認定内容等変更届出書

（様式　15） 事業承継届出書

（様式　16） 認定を受けた製品認証事業の廃止届出書

（様式　17）　（認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査）申込書

（様式　18-1）　ASNITE（認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査）申請取下げ願

（様式　18-2）　ASNITE（認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査）申請中断願

（様式　18-3）　ASNITE（認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査）申請復活願

（様式　19） IAF MLAマーク使用契約 （様式　1）

ASNITE製品認証機関認定申請書

　　　年 月　　日

　独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　認定センター所長　殿

　　　　　住所

　　　　　申請機関の氏名又は名称及び法人

　　　　　にあってはその代表者の氏名

　下記のとおりASNITE認定を受けたいので、認定に当たり必要な便宜と協力を提供することを確認の上、別紙書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定を受けようとする区分 | 分野の名称 |  | | |
| 認定区分の名称 |  | 認証スキーム名称 |  |
| 製品分類（製品名） |  |
| スキームのタイプ |  |
| 認定を受けようとする製品認証機関の事業所の情報 | **事業所①の名称及び所在地** | | | |
| ふりがな |  | | |
| 名称 |  | | |
| ふりがな |  | | |
| 所在地  （郵便番号） |  | | |
| 電話番号 |  | | |
| 実施する業務 | ISO/IEC 17065 　6.1 / 6.2 / 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.4 / 7.5 / 7.6 / 7.7 / 7.8 / 7.9 / 7.10 / 7.11 / 7.12 / 7.13  （※該当する項目のみ残してください。) | | |
| **事業所②の名称及び所在地** | | | |
| ふりがな |  | | |
| 名称 |  | | |
| ふりがな |  | | |
| 所在地  （郵便番号） |  | | |
| 電話番号 |  | | |
| 実施する業務 | ISO/IEC 17065 　6.1 / 6.2 / 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.4 / 7.5 / 7.6 / 7.7 / 7.8 / 7.9 / 7.10 / 7.11 / 7.12 / 7.13  （※該当する項目のみ残してください。) | | |
| 認証活動の一部を外部委託している  事業所の情報 | 名称 |  | | |
| 所在地 |  | | |
| 認定取得状況 |  | | |

※必要に応じて記載枠を追加してください。

（様式　2A）

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長　殿

住所

法人名

＜適合性評価機関名＞

代表者役職及び氏名

誓約書

<適合性評価機関名>は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「機構」という。）認定センター（以下、「IAJapan」という。）の＜○○＞認定プログラムに係る申請を行うにあたり、以下の項目について誓約します。

１．要求事項との適合

　＜適合性評価機関名＞の申請の認定範囲において、＜適合性評価機関名＞が「＜認定スキーム文書名＞」が参照する「＜○○認定の一般要求事項＞」の最新施行版の該当するすべての項目の要求事項に適合するよう、遵守します

２．認定審査の受入れ、協力等

２．１　IAJapanが行う認定審査を受入れ、IAJapanの審査チーム及びIAJapanが指名する者（IAJapanの国際的な相互承認維持のために必要な関係者を含む）に審査に必要な便宜及び協力を最大限提供します。

２．２　認定審査のためにIAJapanが必要とする、申請の認定範囲における、＜適合性評価機関名＞の文書及び記録の調査、バーチャルサイトへのアクセス、ラボへの立入り、機器及び設備の現地確認並びに要員及び外部委託先への接触を行うことをIAJapanの審査チーム及びIAJapanが指名する者に認め、必要な手配を行います。

２．３　審査計画の提示によってIAJapanが求める場合、＜適合性評価機関名＞が実施する＜適合性評価活動＞への立会いに関する手配を行います。また、審査計画の提示によってIAJapanが求める場合、＜適合性評価機関名＞が顧客の事業地で＜適合性評価活動＞を実施する際に、＜適合性評価機関名＞のパフォーマンスを評価するためにIAJapanの審査チームが同行することを顧客に約束させる、法的拘束力のある取決めを顧客との間に結び、IAJapanの審査チームが同行することの手配を行います。

３．　変更の通知

　申請及び認定審査において、提出又は報告したうちで、次の各項に変更が生じた場合は、直ちにIAJapanに通知します。

　(1) ＜適合性評価機関名＞の名称又は組織上の位置付け

　(2) 組織、トップマネジメント又はラボラトリマネジメント並びに主要な要員

　(3) 資源及び場所（バーチャルサイトを含む）

　(4) 認定の要求事項を満たす＜適合性評価機関名＞の能力に影響する可能性があるその他の事項

４．　手数料の支払い

　IAJapanの手数料規程（認定業務に係る手数料規程であって、申請時点でWEBサイトに公開され、適用される版のもの）に基づいて機構が請求する審査手数料を所定の期日までに支払います。

　また、審査の中止を含む認定審査の結果如何に関わらず、手数料の返還がされないことについて、苦情又は異議を申し立てません。

５．　誓約書各条項の違反、不履行又は不正行為等に伴う処分

５．１　申請後において、誓約書の各条項の違反又は不履行がIAJapanによって確認された場合、IAJapanが、申請の却下又は審査の打切りの手続きを開始することについて、苦情又は異議を申し立てません。

５．２　申請後において、＜適合性評価機関名＞の不正行為の証拠、意図的な虚偽の情報の提出又は情報の隠蔽がIAJapanによって確認された場合、IAJapanが、申請の却下又は審査の打ち切りの手続きを開始することについて、苦情又は異議を申し立てません。また、この後、2年間において、＜適合性評価機関名＞の申請の受付けがされないことについても苦情又は異議を申し立てません。

以上

（様式　2B）

機密保持に関する合意書

«適合性評価機関名»（以下、「甲」という）と、独立行政法人製品評価技術基盤機構　認定センター（以下、「乙」という）は、甲の全部又は一部の組織が、«試験所、校正機関、標準物質生産者又は製品認証機関»としての力量、認定要求事項の遵守状況及び認定要求事項への適合性を確認するため、乙が認定活動を実行するにあたり、乙が情報の機密保持に関して適切に運用することを目的として、甲、乙合意の下に、次のとおり機密保持に関する合意（以下、「本合意」という）を締結する。

(適用)

第１条　本合意は、認定活動の間に得られた又は生じたことにより、乙が入手した有形・無形を問わないすべての情報（以下「認定審査情報」という。）の管理を本合意の対象とする。

(通知義務)

第２条　本合意の締結に伴い、乙は、開示を意図している情報を、第三者に対して開示前に甲に通知する。

(機密情報)

第３条　乙は、甲の認定審査情報（甲が公開している情報及び苦情処理に係る処理を目的とした情報を除く）は、甲が所有権を持つ情報とみなし、機密情報とする。

２　法令に基づいて乙が甲の認定審査情報の開示を求められた場合、乙はその開示を行い、法令が禁止する場合は認定審査情報を開示したことを甲に通知しない。

(情報源の機密)

第４条　乙は、甲以外の情報源（規制当局を除く）から得られた、甲に関する情報は、甲と共有する。ただし、情報源に関する情報は乙の機密とし、情報源が同意した場合を除き、甲と共有しない。

２　乙は規制当局から得られた甲に関する情報は、関係法令に基づき、規制当局の開示方針に従うものとする。

(機密保持)

第５条　乙の委員会委員、審査員、技術専門家及び職員（以下「要員」という。）は、法令に基づいて行政機関が要求する場合を除き、認定審査情報について機密を保持する守秘義務を負う。このため、乙は、乙の要員に対して機密保持に関する誓約書を義務付ける。

２　甲の認定審査情報の閲覧は、甲の認定活動に関与する乙の要員に限る。ただし、乙の認定審査に関する苦情及び異議申立てがされた場合において、乙の上位機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構及び／又は経済産業省の苦情及び異議申立ての処理に関係する組織及び顧問弁護士を除く。

３　乙は、乙の国際的な認定機関との相互承認グル－プ又は二者間での相互承認維持のために、甲に関する認定審査情報を乙の国際的な相互承認維持のために必要な関係者で構成される評価チームに対して開示する場合は、その評価チームから、乙の評価にかかる業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないことを含めた機密保持の誓約を取る。

（認定審査情報の保管）

第６条　乙は、甲の認定審査情報を、当該認定審査情報を用いて認定の決定を行った認定周期の終了日が属する年度の翌年度の４月１日を起点として５年保存し、保存期間の満了日以降に機密が保持された状態で廃棄する。

２　乙による、甲の認定審査が認定の決定に至らなかった場合も、前項と同様とする。

(協議)

第７条　本合意に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本合意に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

*[電子契約の場合] ※*

本合意の証とするため、甲及び乙は、本合意書の電子ファイルを作成し、それぞれ（電子署名/電子サイン/認定申請審査業務システム）による合意を行う。

*[書面契約の場合] ※*

　本合意の証とするため、本合意書二通を作成し、甲及び乙は、各々署名（又は記名押印）の上、各一通を保有する。

*※契約方式に基づき、不要な契約方式を削除すること。（斜体の文字は施行時に削除のこと。）*

　　　年 　　月 　日

甲：（住所）

　 （法人名）

　 （代表者　名　　）

乙：　東京都渋谷区西原二丁目４９番１０号

　　　独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　　　認定センター所長　名

（様式　3）

認定を受けようとする区分の別記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定を受  けようと  する区分 | 分野の名称 |  |
| 認定区分の名称 |  |
| 製品（プロセス、サービス）の名称 |  |

（様式　4-1）

製品認証又はそれに類似する業務の実績

（　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認証対象製品・特性 | 認証スキーム及び適合する製品規格 | 件数 |
|  |  |  |

（様式　4-2）

運営している認証スキームの概要図

|  |
| --- |
|  |

（様式　5）

認証業務及び試験を行う組織に関する事項（事業所の組織図）

(1)　主要な活動を一つ以上実施する事業所（本部を含む）、それ以外の活動を実施する事業所を含む組織図

|  |
| --- |
| 組織図 |

（様式　6）

認証業務及び試験等の評価を行う組織に関する事項（主要職員名簿）

(2)主要職員名簿

|  |  |
| --- | --- |
| トップマネジメント | |
| 氏　　名 |  |
| 職　　名 |  |
| 関連する経験 |  |
| 品質管理者 | |
| 氏　　名 |  |
| 職　　名 |  |
| 関連する経験 |  |
| 認証機関の責任者（認証文書の署名者） | |
| 氏　　名 |  |
| 職　　名 |  |
| 関連する経験 |  |
| 認証のレビューを行う者（委員会等のグループの場合はその名簿を添付） | |
| 氏　　名  （又はグループ名） |  |
| 職　　名 |  |
| 関連する経験 |  |
| 認証の決定者（委員会等のグループの場合はその名簿を添付） | |
| 氏　　名  （又はグループ名） |  |
| 職　　名 |  |
| 関連する経験 |  |

（様式　7）

製品認証の実施方法に関する事項（品質文書一覧表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 文書番号 | 文　　　書　　　名 | 最新更新日 |
|  |  |  |

□ISO/IEC 17065 8.1 選択肢Aに該当

□ISO/IEC 17065 8.1 選択肢Bに該当 （様式　8）

認証従事者の氏名及び経験

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用形態（及び主要な活動場所） | 氏　名 | 認証業務  着任年月日 | 担当認証業務の別（申請のレビュー、要員の割当、評価、審査、審査報告書の承認、認証のレビュー等） | 申請に係る製品認証の従事の実績 |
|  |  |  |  |  |

（様式　9）

製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績

（　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認証対象製品・特性 | 関連する試験方法 | 件数 |
|  |  |  |

（様式　10）

製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 製造者名 | 型式 | 製造番号 | 数量 | 性　　能 | 所在の場所 | 所有or  借入 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（様式　11）

製品認証に必要な試験を行う施設の概要（試験所の配置図）

|  |
| --- |
|  |

（様式　12）

試験従事者の氏名及び経験

製品認証に必要な試験に従事する者の氏名及び当該者が製品認証に必要な試験又はそれに類似する試験に従事した経験を有する場合は、その実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主任 | 氏 　 名 | 入社年月日 | 担当試験業務 | 申請に係る試験の従事の実績 |
|  |  |  |  |  |

（様式　13）

認 定 契 約 書

　«適合性評価機関名»（以下、「甲」という）と、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「機構」という）　認定センター（以下、「乙」という）は、甲の全部又は一部の組織が、«試験所、校正機関、標準物質生産者又は製品認証機関»としての力量を有し、認定要求事項を遵守し、かつ、認定要求事項への適合性を満たしているとして乙が認定（以下、「認定」という）を決定したことに基づき、申請、審査、認定及びその維持等の円滑な運用を図ることを目的として、甲、乙合意の下に、次のとおり認定契約（以下、「本契約」という）を締結する。

(適用)

第１条　本契約は、認定に係る事項の全てに適用する。乙は、本契約に適用する乙の基準、手順、指針及び「○○認定スキーム」が参照する「○○一般要求事項」の規程並びに通知文書（以下、「乙の規則」という）を、制定、又は改定される度に甲に書面で通知（電子文書による通知、又は、乙のWEBサイトにおいて閲覧可能とされることも含む。以下「書面で通知」という）する。

　　乙は、通知する時点で有効に適用される乙の規程の全てを、乙のWEBサイト中で「公表・公開文書」として公表する。

　　なお、本契約に適用する乙の規則には、本契約締結後に制定、又は改定される最新版も含まれる。

(誓約書の効力)

第２条　本契約の締結に伴い、本契約締結前に甲から乙に提出された誓約書は効力を失う。

２　本契約の締結に伴い、本契約締結前に締結された機密保持に関する合意書は効力を失う。

(認定された適合性評価機関の権利と義務)

第３条　甲は、第１条に定める乙の規則による認定された適合性評価機関としての権利を有し義務を負うとともに、認定された適合性評価機関としての組織構成と業務運営を、乙の規則に適合させるほか、認定された適合性評価機関としての義務を遵守する。

２　甲及び乙は、前述の乙の規則が改正された場合及び認定範囲を変更した場合にも、本契約書の内容を引き続き遵守する。

３　審査計画の提示によって乙が求める場合、甲は、顧客の事業地で適合性評価活動を実施する際に、適合性評価機関のパフォーマンスを評価するために、乙の審査チームが同行することを受け入れる内容の法的拘束力のある取決めを顧客との間に結び、乙の審査チームが同行することの手配を行う。

４　甲は、認定が授与されている範囲に関してのみ認定を主張する。

５　甲は、乙の信用を失墜させるような方法で認定を利用しない。

(認定審査)

第４条　甲は、乙の規則及び本契約に基づき、乙が必要と認めた場合に実施する全般的又は部分的審査（認定審査、再認定審査、認定維持審査及び臨時審査）（以下、「認定審査」という）を受入れ、要請に応じて乙及び乙が指名する者に審査に必要な便宜及び協力を最大限提供する。

２　前項の必要な便宜及び協力には、以下が含まれる。

一　乙から認定を受けている甲の適合性評価活動を実施する全ての施設への立入り及び設備の確認。

　　なお、立入りを行う日時については甲乙別途協議して定める。

二　認定審査に関係のある文書調査

三　認定審査に関係のある記録の閲覧

四　認定審査に関係のある要員への接触と個人面接及び下請負機関への接触

五　認定審査に関係のあるバーチャルサイトへのアクセス

六　甲による顧客に対する適合性評価活動への乙の立会同行及び乙の立会同行に必要な法的に拘束力のある顧客との取り決めの確認（閲覧）

七　審査計画（審査チーム編成や日程を含む）の早期確定及び受入れ

３　乙は、認定審査を実施する際には認定審査に対応するために一般的に相当と思われる期間をもって甲に予告する。ただし、利害関係者からの甲に対する苦情、第９条に定める変更又は第１１条第２項に係る甲の認定の表示、表明の結果として臨時に行う認定審査において、乙が必要と認める場合には、この予告期間を短縮することができる。

４　本条第１項に定める乙が指名する者には、乙の国際的な相互承認維持のために必要な関係者を含む。

(機密保持)

第５条　認定プロセスの間に得られた又は生じたことにより、乙が入手した有形・無形を問わないすべての情報（以下「認定審査情報」という。）の管理を本条の適用の対象とする。

２　乙は、開示を意図している情報を、第三者に対して開示前に甲に通知する。

３　乙は、甲の認定審査情報（甲が公開している情報及び苦情処理に係る処理を目的とした情報を除く）は、甲が所有権を持つ情報とみなし、機密情報とする。

４　法令に基づいて乙が甲の認定審査情報の開示を求められた場合、乙はその開示を行い、法令が禁止する場合は認定審査情報を開示したことを甲に通知しない。

５　乙は、甲以外の情報源（規制当局を除く）から得られた、甲に関する情報は、甲と共有する。ただし、情報源に関する情報は乙の機密とし、情報源が同意した場合を除き、甲と共有しない。

６　乙は規制当局から得られた甲に関する情報は、関係法令に基づき、規制当局の開示方針に従うものとする。

７　乙の委員会委員、審査員、技術専門家及び職員（以下「要員」という。）は、法令に基づいて行政機関が要求する場合を除き、認定審査情報について守秘義務を負う。このため、乙は、乙の要員に対して機密保持に関する誓約を義務付ける。

８　甲の認定審査情報の閲覧は、甲の認定活動に関与する乙の要員に限る。ただし、乙の認定審査に関する苦情及び異議申立てがされた場合において、乙の上位機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構及び／又は経済産業省の苦情及び異議申立ての処理に関係する組織及び顧問弁護士を除く。

９　乙は、乙の国際的な認定機関との相互承認グル－プ又は二者間での相互承認維持のために、甲に関する認定審査情報を第４条第４項に定めた関係者によって構成される評価チームに対して開示する場合は、その評価チームから認定にかかる業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないことを含めた機密保持に関する誓約を取る。

１０　乙は、甲の認定審査情報を、当該認定審査情報を用いて認定の決定を行った認定周期の終了日が属する年度の翌年度の４月１日を起点として５年保存し、保存期間の満了日以降に機密が保持された状態で廃棄する。

１１　乙による認定審査が、甲の認定の決定に至らなかった場合も、前項と同様とする。

(情報の提供)

第６条　甲は、認定の取得、又はその維持、更新、認定範囲拡大に合理的に必要な情報について、乙の要求があれば速やかに情報を提供する。

(情報の公開)

第７条　甲は、乙が甲の認定の状況（甲又は甲の適合性評価機関の名称及び所在地、（該当する場合）初回認定発効日、認定発効日、（該当する場合）認定の有効期限、認定範囲、認定の決定、認定の継続、一時停止、又は取り消し）及びその具体的理由についての情報を公表することに同意する。

(手数料)

第８条　甲は、認定審査の結果の如何、及び本契約の有効期限にかかわらず、乙が手数料規程に定めた甲が負担すべき手数料について、機構からの請求に基づき乙の指定する期限内に乙の指定する銀行口座宛に振り込む方法（振込手数料は甲負担）により支払う。一旦支払われた手数料は、審査の中止を含む認定審査の結果如何に関わらず、返還がされないことについて、甲は苦情又は異議を申し立てない。

２　乙は、前項に定める規定の料金について改定を行う場合には、原則として、書面で甲に通知する。

３　本契約書の作成に関連して発生する費用は各当事者において負担する。

(認定要求事項の変更)

第９条　乙は、乙の認定審査に関する規則を変更する場合には、原則として甲に対し書面による適切な予告を行う。

２　乙が乙の規則を変更し公表したことにより、甲が自らのマネジメントシステムに対して行った必要な対応に関して、乙が必要と認めた場合は、乙が合理的と考える期間内に、甲は乙の検証（認定審査を含む）を受けなければならない。その場合、乙は書面により甲に検証の実施を通知する。

(変更の通知)

第１０条　甲は、乙の規則において乙に通知の必要な次の事項が変更になる場合には、その変更内容をその都度、遅滞なく所定の書面により乙に通知しなければならない。

　(1) 法律上、商業上、所有権上又は組織上の位置付け

　(2) 組織、トップマネジメント又はラボラトリマネジメント並びに主要な要員

　(3) 資源及び場所（バーチャルサイトを含む）

　(4) 認定範囲

　(5) 認定の要求事項を満たす適合性評価機関の能力に影響する可能性があるその他の事項

２　甲は、乙から認定された範囲の活動に重大な影響を与える変更があったとき（例えば、所有者、重要な要員、又は施設の変更等）、又は利害関係者からの甲に対する苦情若しくはその他の情報の分析結果から、乙の規則の要求事項に適合していない、若しくは適合していないおそれがあるときで、乙が、前項に基づく甲からの通知の内容を乙の規則に照らして、その必要があると判断した場合は、甲は乙からの通知に基づき、乙による臨時の認定審査を受けなければならない。

(認定の表示)

第１１条　甲は、一時停止期間を除く認定有効期間内に限り、乙から使用許諾を受けた認定シンボルを使用できる。その使用にあたっては、乙の規則に定められている使用条件を遵守する。

２　甲は、認定文書、認定シンボル、通知書、及び報告書の全部又は一部の使用につき、適合性評価制度の社会的評価を損なう行為、第三者の誤解を招く行為、又は許容される範囲を逸脱すると乙が判断する表示や表明又は認定の事実の利用を行ってはならない。

３　甲は、認定が授与されている範囲に関してのみ認定を主張できる。

(外部委託)

第１２条　甲は、乙に認定された範囲内の業務の一部を外部委託している場合において、乙が必要と判断する場合は、甲の外部委託先に対する評価の妥当性を確認するために、甲は当該外部委託先に対して乙の調査を受入れさせるとともに、その事前了解を取得する。

(異議申立て及び苦情)

第１３条　甲は、乙に認定された範囲内の業務における甲に対するすべての異議申立て、利害関係者からの苦情について、調査を行い、解決の手段をとる。また、乙の要請に応じ、甲への認定に関するあらゆる苦情の調査及び解決に協力し、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない。

２　甲及び乙は、乙に認定された範囲内の業務にかかる双方に対する異議申立て、又は利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたる。

３　甲は、乙の規則に従い､乙に対し異議又は苦情を申し出ることができる。

(契約条項の違反又は不履行並びに不正行為に伴う処分)

第１４条　本契約締結以降、本契約の各条項に対する甲の違反又は不履行、甲の不正行為の証拠、甲の意図的な虚偽の情報の提出並びに情報の隠蔽が、乙によって確認された場合、乙が申請の却下、審査の打ち切り、是正処置請求、証明書の回収請求、認定の一時停止及び／又は認定の取消しの手続きを開始することについて、甲は苦情又は異議を申し立てない。また、手続き開始後2年間において、甲の申請の受付けがされないことについても甲は苦情又は異議を申し立てない。

２　前項により、乙が認定取消しの手続きを開始した場合、甲の認定は、甲の認定取消しが決定するまで一時停止する。

(契約の有効期間と終了・解除)

第１５条　本契約は、本契約の締結日から一時停止期間中を含む乙による甲の認定が維持される期間について有効である。また、甲の申請に基づき認定審査が行われる場合は、審査の結果、乙により認定の取消しの決定がされない限り、本契約は引き続き有効とされる。乙により甲の認定が取り消された場合は、本契約は終了する。本契約書に基づく認定契約の締結後、旧版で締結された認定契約は、本契約発効時から無効となる。また、契約内容の見直しのため新しい契約書に基づき契約を再締結した場合、特別な取り決めがない限り、新契約発効時から本契約は無効となる。

２　甲は、60 営業日前に理由と終了日を明記し、内容証明郵便等、送付及び受領確認ができる手段をもって乙に通知することによって、本契約を終了できる。その場合、認定も終了する。

３　甲及び乙は、相手方に、破産、民事再生手続、会社更生、特別清算、及びその他類似の手続き開始の申立の事実が生じ、適合性評価機関又は認定機関としての活動ができないことが明らかになったときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる｡甲において本項に該当する事態が生じたときは、認定は終了する。

(反社条項)

第１６条　乙は、甲又は甲の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

一　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき

二　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

三　反社会的勢力を利用していると認められるとき

四　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき

五　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

六　自ら又は第三者を利用して、乙又は乙の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

２　乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

(契約終了後の責務)

第１７条　第５条各項、第８条第１項及び本条の規定は、契約の終了後においても有効に存続する。また、本契約が終了した時点で、本契約の有効期間内に発生した債権債務、履行責務で未履行のものが有る場合、当該債務等は消滅しない。

(管轄と準拠法)

第１８条　本契約は、日本国の法律に従って解釈される。本契約に関して訴訟を提起する必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

２　本契約は、日本語版が正規の契約書としての位置付けをもつ。必要な場合、乙は、参考として英文版を作成し、甲は、必要な場合、その同等性を確認の上、本契約を締結するが、これら2つの言語間で内容又は解釈の不一致が提起された場合、日本語版が優先する。

(協議)

第１９条　本契約に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

*[電子契約の場合] ※*

本合意の証とするため、甲及び乙は、本合意書の電子ファイルを作成し、それぞれ（電子署名/電子サイン/認定申請審査業務システム）による合意を行う。

*[書面契約の場合] ※*

　本合意の証とするため、本契約書二通を作成し、甲及び乙は各々署名（又は記名押印）の上、各一通を保有する。

*※契約方式に基づき、不要な契約方式を削除すること。（斜体の文字は施行時に削除のこと。）*

　　　　年 　　月 日

甲：（住所）

　 （法人名）

　 （代表者　名　　）

乙：　東京都渋谷区西原二丁目４９番１０号

　　　独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　　　認定センター所長　名

（様式　14）

ASNITE製品認証機関認定内容等変更届出書

　　　　年　　月　　日

　 独立行政法人製品評価技術基盤機構

　 　　認定センター所長　殿

　　　　　住所

　　　　　申請機関の氏名又は名称及び法人

　　　　　にあってはその代表者の氏名

　ASNITE製品認証機関の申請／認定内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1．変更内容

（1）変更前

（2）変更後

2．変更年月日

3．変更理由

（様式　15）

事業承継届出書

　　　　年 　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　　認定センター所長　殿

　　　　　住所

　　　　　申請機関の氏名又は名称及び法人

　　　　　にあってはその代表者の氏名

下記のとおりASNITE製品認証機関の地位を承継したので、別紙書類を添えて届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 被承継人の氏名又は名称及び法人に  あってはその代表者の氏名並びに住  所 |  |
| 承継される法人の名称及び所在地 |  |
| 被承継人の認定番号及び認定を受けている区分 |  |
| 承継後の認証機関の名称 |  |
| 承継の期日 |  |
| 承継の理由 |  |

（様式　16）

認定を受けた製品認証事業の廃止届出書

　　　年 　月　　日

　独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　　認定センター所長　殿

　　　　　住所

　　　　　申請機関の氏名又は名称及び法人

　　　　　にあってはその代表者の氏名

　下記のとおり認定を受けた製品認証事業を廃止したので、届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業を廃止した認証機関の名称及び所  在地 |  |
| 認定番号及び認定を受けている区分 |  |
| 廃止の期日 |  |
| 廃止の理由 |  |

（様式　17）

（認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査）申込書

　年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　認定センター所長　殿

　　　　　住所

　　　　　申込者の氏名又は名称及び法人

　　　　　にあってはその代表者の氏名

　下記の認定について、（認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査）を申し込みます。また、審査の受入れにあたっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

1．認定事業所名：

2．認定識別：

3．審査の種類： （認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査）

4．認定審査を受ける認定区分：

5．手数料

　注意：1．代表者は、認証機関の代表者でもよい。

（様式　18-1）

ASNITE（認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査）申請取下げ願

　　　　　　　　 　　　　　　　年　　　月　　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長　殿

住所

名称

代表者の氏名

年 月 日付けで申請いたしました（認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査）申請について、下記の理由により取り下げるため、取下げ願を提出します。

記

１．申請内容

（１） 認定事業所名：

（２） 認定識別：

（３） 申請の種類： （認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査）申請

（４） 認定を受ける区分又は審査を受ける認定区分：

２．取下げ理由

３．取下げ年月日

（様式　18-2）

ASNITE（認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査）申請中断願

　　　　　　　　 　　　　　　　年　　　月　　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長　殿

住所

名称

代表者の氏名

年 月 日付けで申請いたしました（認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査）申請について、下記の理由により一時的に中断するため、中断願を提出します。

なお、申請の再開につきましは、復活願を提出することを申し添えます。

記

１．申請内容

（１） 認定事業所名：

（２） 認定識別：

（３） 申請の種類： （認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査）申請

（４） 認定を受ける区分又は審査を受ける認定区分：

２．中断理由

３．中断期間

年 月 日から 年 月 日までを予定

（様式　18-3）

ASNITE（認定/認定維持審査／再認定審査／追加審査）申請復活願

　　　　　　　　 　　　　　　　年　　　月　　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長　殿

住所

名称

代表者の氏名

年 月 日付けで中断願を提出しました（認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査）申請について、申請の再開のため、復活願を提出します。

記

１．申請内容

（１） 認定事業所名：

（２） 認定識別：

（３） 申請の種類： （認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査）申請

（４） 認定を受ける区分又は審査を受ける認定区分：

２．復活年月日

（様式　19）

**ANNEX 2**

**AGREEMENT FOR USE OF THE**

**IAF MLA MARK**

**BETWEEN A**

**LICENSED IAF MLA ACCREDITATION BODY MEMBER**

**AND AN**

**ACCREDITED CONFORMITY ASSESSMENT BODY (CAB)**

**付属書2**

**ライセンスを受けたIAF MLA認定機関メンバー及び**

**認定された適合性評価機関（CAB）間の**

**IAF MLAマーク使用契約**

**1.** The International Accreditation Forum Inc. (“IAF”) is the owner of the trade-mark known as the IAF Multilateral Recognition Arrangement Mark or IAF MLA Mark.  
国際認定フォーラム(「IAF」)は、IAF相互承認取決マーク又はIAF MLAマークとして知られる商標の所有者である。

**2.** (Licensed IAF MLA Member’s full company name), the full post office address of whose principal office or place of business is (full business address), has a non-exclusive and non-transferable license to use the IAF MLA Mark, subject to its maintenance of its IAF MLA Membership and IAF Accreditation Body (AB) membership and observance of conditions and restrictions set out in its agreement with the IAF MLA Member.  
（正式な所在地）をその主たる事務所又は営業所の正式住所とする（ライセンスを許諾されるIAF MLAメンバーの正式な組織名）は、IAF MLAメンバー資格及びIAF認定機関(AB)メンバー資格の維持並びにIAF MLAメンバーとの契約に定める条項及び制約の遵守を条件に、IAF MLAマークを使用する非独占かつ譲渡不可のランセンスを有する。  
  
Note: The IAF Logo is not to be used by any IAF Member or accredited CAB on any documentation under any circumstances without permission. The IAF Logo is for use only by the IAF Board and Secretary to denote official IAF documents.  
注：IAFロゴはいかなるIAFメンバー又は認定されたCABによっても、いかなる文書内にていかなる状況においても許可なく使用されるものではない。IAFロゴは、公式のIAF文書であることを示すため、IAF理事会及び事務局によってのみ用いられる。

**3.** (Accredited CAB’s full company name), the full post office address of whose principal office or place of business is (full business address), applies for permission to use the IAF MLA Mark, only in conjunction with the licensed IAF MLA Member’s accreditation symbol, subject to the terms and conditions set out below.  
（正式な所在地）をその主たる事務所又は営業所の正式住所とする（認定されたCABの正式な事業者名）は、以下に定める条項に従い、ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバーの認定シンボルとの組み合わせに限ったIAF MLAマークの使用許諾を申請する。

**4.** (Licensed IAF MLA Member) grants to (accredited Conformity Assessment Body the “CAB”) permission to use the IAF MLA Mark for main scopes and sub scopes of the IAF MLA for which the CAB has been accredited by the (Licensed IAF MLA Member)., from the date of this Agreement, subject to the conditions and restrictions as follows:  
本契約の日付より、以下の条項及び制約を条件に、（ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバー）は（「CAB」すなわち認定された適合性評価機関）に対し、このCABが（ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバー）から認定されたIAF MLAのメインスコープ及びサブスコープに係るIAF MLAマークの使用の許諾を与える。

**(a)** The accredited CAB shall only use the IAF MLA Mark together with their accreditation body symbol in the manner set out in IAF ML 2 General Principles on Use of the IAF MLA Mark and in accordance with the main scopes and sub scopes of the IAF MLA of which the licensed IAF MLA Member is a Signatory, and for which the CAB has been accredited;   
認定されたCABはIAF MLAマークを、その認定機関シンボルと共に、IAF ML 2 IAF MLAマーク使用の一般原則に定める方法により、かつ、ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバーが署名者であり当該CABがその範囲について認定されたIAF MLAのメインスコープ及びサブスコープに従ってのみ使用しなければならない。

**(b)** The IAF MLA Mark shall be reproduced using an authorized copy obtained from the licensed IAF MLA Member and shall be reprinted according to the following specifications:  
IAF MLAマークは、ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバーから入手した清刷を用いて作成され、以下の仕様に基づいて印刷されなければならない。

**i)** in black and white or in the colours Pantone 2747 (dark blue) and Pantone 299 (light blue),  
白黒又は、カラーではパントン2747（暗青）及びパントン299（明青）。

**ii)** on a clearly contrasting background,  
背景色はコントラストの明らかなものとする。

**iii)** in a size which makes all the words of the IAF MLA Mark clearly distinguishable, with the width of the IAF MLA Mark no less than 20 millimetres for printed media and 75 pixels for digital media.  
サイズはIAF MLAマークの全ての単語を明らかに識別できるものであって、IAF MLAマークの幅が印刷媒体に対しては20ミリメートル以上のもの、デジタル媒体に対しては75ピクセル以上のものとする。

**(c)** The proposed permitted use is non-exclusive;  
ここに提案される使用許諾は非独占のものである。

**(d)** The permission granted to the accredited CAB to use the said IAF MLA Mark is non-transferable;  
上記のIAF MLAマークの使用について、認定されたCABに付与される許諾は譲渡不可のものである。

**(e)** The accredited CAB shall not use the IAF MLA Mark on any documentation unless the licensed IAF MLA Member’s accreditation symbol and the accredited CAB’s name or logo are included on the same displayed page and all are of approximately the same size;  
ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバーの認定シンボル及び認定されたCABの名称又はロゴが同じ表示ページに含まれており、全てがほぼ同サイズである場合を除いて、認定されたCABは、IAF MLAマークをいかなる文書にも用いてはならない。

Note: The documentation can be in any form or type of medium.  
注：文書はいかなる形式又は媒体によるかを問わない。  
  
**(f)** The accredited CAB shall use the IAF MLA Mark in strict accordance with the instructions, conditions, standards of quality and IAF MLA Mark specifications supplied by the licensed IAF MLA Member or the IAF at anytime and from time to time;  
認定されたCABはIAF MLAマークを、ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバー又はIAFから常時及び時折提供される指示、条件、品質規格及びIAF MLAマーク仕様に厳格に従って使用しなければならない。

**(g)** The accredited CAB shall supply specimens of its usage of the IAF MLA Mark to the licensed IAF MLA Member or IAF, if requested by the licensed IAF MLA Member or IAF;  
認定されたCABは、ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバー又はIAFから要請がある場合、ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバー又はIAFに対して、IAF MLAマークの用法の見本を提供しなければならない。

**(h)** The accredited CAB shall not allow its certified organisations to use the IAF MLA Mark  
認定されたCABは自身が認証した機関に対してIAF MLAマークの使用を許可してはならない。

**(i)** The accredited CAB shall monitor and take suitable action to control its use of the IAF MLA Mark and to prevent any incorrect references or misleading use by itself or its certified organizations;  
認定されたCABは、自身のIAF MLAマーク使用を管理し、自身又は自身が認証した機関によるいかなる不正確な参照又は誤解を招く使用を防ぐために、監視を行い、適切な行動をとらなければならない。

**(j)** The accredited CAB acknowledges and agrees that it has no proprietary right, title or interest in the IAF MLA Mark;  
認定されたCABは、IAF MLAマークに係る知的所有権、権原又は利益を有さないことについて、承認し、同意する。

**(l)** The accredited CAB agrees to co-operate fully and in good faith with the licensed IAF MLA Member and/or IAF for the purpose of securing or protecting IAF's right in the IAF MLA Mark;  
認定されたCABは、IAF MLAマークに係るIAFの権利を確保し保護するため、完全にかつ誠実に、ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバー及び/又はIAFに協力することに同意する。

**(m)** The accredited CAB further agrees not to challenge directly or indirectly IAF’s right, title or interest in the IAF MLA Mark.  
認定されたCABはさらに、IAF MLAマークに係るIAFの権利、権原又は利益について、直接にも間接にも異議を申立てないことに同意する。

**5.** The Agreement to use the IAF MLA Mark may be terminated as follows:  
IAF MLAマークの使用に係る本契約は、以下のように終了することができる。

**(a)** at any time by agreement of the parties;  
いつでも、当事者らの合意により。

**(b)** at any time by the licensed IAF MLA Member in the event that the  
conditions in this Agreement are not satisfied;  
当契約の条項が守られないとき、いつでも、ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバーにより。

**(c)** immediately in the event accreditation is withdrawn from the accredited CAB by the licensed IAF MLA Member;  
認定されたCABの認定が取消されたとき、ただちに、ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバーにより。

**(d)** immediately in the event of the termination of the licensed IAF MLA Member’s membership of the IAF MLA or IAF membership;  
ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバーのIAF MLAにおけるメンバー資格又はIAFメンバー資格が終了したとき、ただちに。

**(e)** immediately in the event of the termination of the Agreement for the use of the IAF MLA Mark between IAF and the Licensed IAF MLA Member;  
IAFとライセンスを付与されたIAF MLAメンバーの間のIAF MLAマークの使用契約が終了されたとき、ただちに。

**(f)** by the licensed IAF MLA Member duly advising the accredited CAB; or  
ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバーにより、CABへの正式な通知により。

**(g)** by the IAF duly advising the accredited CAB.   
IAFにより、認定されたCABへの正式な通知により。

**6.** The accredited CAB shall indemnify and save IAF, its directors, officers, employees and authorized representatives, including the licensed IAF MLA Member, from and against any and all claims, liabilities, demands, proceedings, causes of action, costs and expenses (including legal fees as incurred) arising from the breach or default of the accredited CAB under this agreement.  
認定されたCABは、IAF、その取締役、役員、雇用者及びライセンスを許諾されたIAF MLAメンバーを含む、承認された代表を、本契約下の認定されたCABによる違反又は不履行から生じる全ての請求、債務、要求、手続、訴訟原因、（法的費用を生ずる場合はこれを含む）費用及び経費から免責し除外するものとする。

End of Agreement for Use of the IAF MLA Mark between a Licensed IAF MLA Member and an Accredited Conformity Assessment Body  
ライセンスを許諾されたIAFメンバー及び認定された適合性評価機関間のIAF MLAマーク使用契約 終わり

Signed on behalf of  
右の者を代理して署名

(NAME OF ACCREDITED CAB)  
 （認定を受けた適合性評価機関名）

………………………………………………………………………………………

*(Signature)  
（署名）*

*(Name of signatory)  
（署名者氏名）*

*(Title/position)  
（役職）*

Date  
日付

………………………………………………………………………………………

Signed on behalf of  
右の者を代理して署名

(NAME OF LICENSED IAF MLA MEMBER)  
（ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバー名）

………………………………………………………………………………………

*(Signature)  
（署名）*

*(Name of signatory)  
（署名者氏名）*

*(Title/position)  
（役職）*

Date  
日付

Licensed to use the IAF MLA Mark in conjunction with the Licensed IAF MLA Member’s accreditation symbol for the main scopes and sub scopes of the IAF MLA for which the CAB has been accredited by the (Licensed IAF MLA Member).  
（ライセンスを許諾されたIAF MLAメンバー）によってCABが認定されたIAF MLAメインスコープ及びサブスコープについて、IAF MLAメンバーの認定シンボルと組み合わせてIAF MLAマークを使用するライセンスを許諾された：